

令和 5 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 7 6 号	令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 7 号）……………別冊	
議案第 7 7 号	令和 5 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 2 号）……………別冊	
議案第 7 8 号	令和 5 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………別冊	
議案第 7 9 号	令和 5 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 2 号）…………別冊	
議案第 8 0 号	令和 5 年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………別冊	
議案第 8 1 号	上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1
議案第 8 2 号	上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	2
議案第 8 3 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	1 0
議案第 8 4 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について…………	1 2
議案第 8 5 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 6
議案第 8 6 号	上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	1 8
議案第 8 7 号	上尾市こども医療費支給条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1 9
議案第 8 8 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	2 1
議案第 8 9 号	町の区域を新たに画し、及び変更することについて…………	2 2
議案第 9 0 号	市道路線の認定について……………	3 4
議案第 9 1 号	市道路線の廃止について……………	3 7
議案第 9 2 号	市道路線の廃止について……………	4 0
議案第 9 3 号	監査委員の選任について……………	4 1
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	4 2

諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……………	4 3
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……………	4 4

議案第 8 1 号

上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

上尾市空家等対策協議会条例（平成 2 7 年上尾市条例第 3 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 8 2 号

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例 (昭和 3 0 年上尾市条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「本条」を「この条」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 1 6 条の 5 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7 . 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	240,900	268,400	295,500	303,100	331,900	360,700
	2	163,200	242,400	270,700	297,800	305,700	334,400	363,800
	3	164,400	243,800	273,000	300,100	308,300	336,900	366,900
	4	165,500	245,200	275,300	302,400	310,900	339,400	370,000
	5	166,600	246,400	277,400	304,700	313,500	341,700	373,100

定年前再任用短時間勤務職員

6	167,700	248,000	279,700	307,000	316,100	344,200	376,200
7	168,800	249,500	282,000	309,300	318,700	346,700	379,300
8	169,900	250,900	284,300	311,600	321,300	349,200	382,400
9	170,900	252,000	286,400	313,900	323,900	351,500	385,500
10	172,300	253,400	288,700	316,200	326,500	354,000	388,600
11	173,600	254,900	291,000	318,500	329,100	356,500	391,700
12	174,900	256,200	293,300	320,800	331,700	359,000	394,800
13	176,100	257,500	295,400	323,100	334,300	361,300	397,900
14	177,600	258,700	297,500	325,300	336,900	363,800	401,000
15	179,100	259,900	299,500	327,500	339,500	366,300	404,100
16	180,700	261,100	301,400	329,500	342,100	368,800	407,200
17	181,800	262,300	303,200	331,500	344,700	371,100	410,300
18	183,200	263,600	305,000	333,500	347,300	373,600	413,400
19	184,600	264,900	306,600	335,400	349,900	376,100	416,500
20	186,000	266,200	308,200	337,300	352,500	378,600	419,600
21	187,300	267,600	309,800	339,200	355,100	380,900	422,700
22	189,600	269,100	312,000	341,200	357,700	383,400	425,800
23	191,800	270,700	314,200	343,200	360,300	385,900	428,900
24	194,000	272,200	316,200	345,200	362,900	388,400	432,000
25	196,200	273,800	318,200	347,000	365,500	390,700	435,100
26	197,900	275,500	320,200	349,000	368,100	393,200	438,200
27	199,400	277,100	322,100	350,900	370,500	395,700	441,300
28	200,900	278,700	324,000	352,800	372,900	398,200	444,400
29	202,400	280,300	325,900	354,500	374,800	400,500	447,500
30	203,800	281,800	327,900	356,500	377,300	403,000	450,600
31	205,200	283,300	329,800	358,300	379,600	405,500	453,700
32	206,600	284,800	331,700	360,200	382,100	408,000	456,800
33	208,000	285,900	333,400	362,100	384,500	410,300	459,900
34	209,700	287,500	335,400	364,000	387,100	412,700	463,000
35	211,400	289,000	337,400	365,900	389,700	415,200	466,000

以 外 の 職 員	36	212,900	290,500	339,300	367,800	392,300	417,600	469,000
	37	214,400	291,900	340,700	369,700	394,600	419,500	472,000
	38	216,200	293,500	342,600	371,600	396,900	421,600	475,000
	39	217,900	295,100	344,500	373,500	399,100	423,700	478,000
	40	219,600	296,700	346,400	375,400	401,400	425,900	481,100
	41	221,100	298,200	348,000	376,900	403,200	427,800	483,800
	42	222,600	299,800	349,900	378,700	405,100	429,900	486,900
	43	224,100	301,300	351,700	380,500	407,000	432,000	489,900
	44	225,600	302,800	353,500	382,100	408,800	433,900	493,000
	45	226,800	304,400	355,300	383,800	410,600	435,600	495,700
	46	228,200	306,000	357,100	385,200	412,400	437,400	498,000
	47	229,600	307,600	358,800	386,600	414,200	439,300	500,300
	48	231,000	309,100	360,500	388,000	416,000	441,200	502,600
	49	232,400	310,000	361,900	389,400	417,600	443,000	504,600
	50	234,000	311,500	363,200	390,600	419,100	444,800	506,000
	51	235,500	313,000	364,500	391,800	420,600	446,600	507,500
	52	236,900	314,600	365,900	392,800	422,100	448,300	508,900
	53	238,100	316,200	367,000	393,900	423,600	450,100	510,100
	54	239,700	317,800	367,900	395,100	424,900	451,600	
	55	241,200	319,300	368,900	396,200	426,200	453,000	
	56	242,600	320,800	370,000	397,300	427,400	454,500	
	57	243,600	322,200	370,800	398,000	428,600	455,900	
	58	245,100	323,400	371,700	398,700	429,900	457,200	
	59	246,400	324,500	372,600	399,400	431,200	458,500	
	60	247,600	325,600	373,400	400,100	432,400	459,700	
	61	248,700	326,300	374,200	400,700	433,600	460,700	
	62	249,700	327,200	375,000	401,300	434,400	461,400	
	63	250,600	328,000	375,800	401,800	435,200	462,200	
	64	251,500	328,800	376,500	402,200	436,000	462,900	
	65	252,400	329,600	377,200	402,600	436,600	463,600	

66	253,300	330,000	377,900	402,900	437,300	464,400	
67	254,100	330,600	378,600	403,200	438,000	465,100	
68	254,900	331,300	379,300	403,500	438,700	465,700	
69	255,600	332,100	379,800	403,800	439,500	466,200	
70	256,700	332,800	380,400	404,100	440,300	466,800	
71	257,900	333,500	381,000	404,400	440,700	467,400	
72	259,000	334,100	381,700	404,700	441,400	468,000	
73	260,200	334,600	382,100	405,000	441,900	468,500	
74	261,400	335,200	382,800	405,300	442,300		
75	262,500	335,700	383,400	405,600	442,700		
76	263,600	336,300	384,000	405,900	443,100		
77	264,700	336,600	384,400	406,200	443,500		
78	265,800	337,100	385,000	406,500	443,900		
79	266,900	337,500	385,600	406,800	444,300		
80	267,900	337,900	386,200	407,100	444,600		
81	268,900	338,300	386,600	407,300	444,900		
82	269,900	338,800	387,100	407,600	445,300		
83	270,900	339,300	387,600	407,900	445,600		
84	271,800	339,800	388,200	408,100	445,900		
85	272,700	340,100	388,500	408,300	446,200		
86	273,600	340,500	388,900	408,600			
87	274,500	341,000	389,300	408,900			
88	275,400	341,400	389,700	409,100			
89	276,300	341,700	390,000	409,300			
90	277,200	342,100	390,300	409,600			
91	278,100	342,600	390,600	409,900			
92	279,000	343,000	390,800	410,100			
93	280,000	343,200	391,000	410,300			
94		343,600	391,300	410,600			
95		344,100	391,600	410,900			

	96		344,500	391,800	411,100			
	97		344,700	392,000	411,300			
	98		345,100	392,300				
	99		345,500	392,600				
	100		345,800	392,800				
	101		346,100	393,000				
	102		346,500	393,300				
	103		346,900	393,600				
	104		347,300	393,800				
	105		347,800	394,000				
	106		348,200					
	107		348,600					
	108		349,000					
	109		349,500					
	110		349,900					
	111		350,200					
	112		350,500					
	113		351,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		216,200	256,200	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

別表第2の4級の項中「及び保育所副所長」を削る。

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の10

2. 5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表号級の項中「号級」を「号給」に改め、同表1の項中「376, 000」を「380, 000」に改め、同表2の項中「422, 000」を「427, 000」に改め、同表3の項中「472, 000」を「477, 000」に改め、同表4の項中「533, 000」を「539, 000」に改め、同表5の項中「608, 000」を「615, 000」に改める。

第8条第1項の表給料月額(円)の項中「175, 300」を「187, 300」に、「215, 200」を「216, 200」に、「255, 200」を「256, 200」に改める。

第10条第4項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年上尾市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第9項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第6条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5

条並びに附則第6項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第16条の2第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（市規則への委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第6条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

提案理由

人事院勧告に準じて市職員の給与改定を行うほか、地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようにしたいので、この案を提出する。

議案第 8 3 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の220」を「100分の230」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）
第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の230」を「100分の225」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上

尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 84 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 32 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 32 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する」を「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額

が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の3第1項中「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び県民税額の合算額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」

に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定の例によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第15条の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の12の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告

書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例附則第15条の3第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し森林環境税の賦課徴収に係る規定を整備するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 85 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 30 年上尾市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 4 条中「2 万 8, 000 円」を「3 万 1, 000 円」に改める。

第 5 条中「100 分の 2. 0」を「100 分の 2. 4」に改める。

第 5 条の 2 中「1 万 1, 000 円」を「1 万 3, 000 円」に改める。

第 19 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 1 号ア中「1 万 9, 600 円」を「2 万 1, 700 円」に改め、同号イ中「7, 700 円」を「9, 100 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 万 4, 000 円」を「1 万 5, 500 円」に改め、同号イ中「5, 500 円」を「6, 500 円」に改め、同項第 3 号ア中「5, 600 円」を「6, 200 円」に改め、同号イ中「2, 200 円」を「2, 600 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「4, 200 円」を「4, 650 円」に改め、同号イ中「7, 000 円」を「7, 750 円」に改め、同号ウ中「1 万 1, 200 円」を「1 万 2, 400 円」に改め、同号エ中「1 万 4, 000 円」を「1 万 5, 500 円」に改め、同項第 2 号ア中「1, 650 円」を「1, 950 円」に改め、同号イ中「2, 750 円」を「3, 250 円」に改め、同号ウ中「4, 400 円」を「5, 200 円」に改め、同号エ中「5, 500 円」を「6, 500 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「出産した日」を「出産の日」に、「及び第 2 項第 1 号」を「、第 2 項第 1 号及び第 3 項」に改め、「及び同条第 3 項」を削り、同項第 2 号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者 1 人について次に定める額」を削り、同号アからエまでを削り、同項第 4 号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第 1 項に規定する金額を減

額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」を削り、同号アからエまでを削り、同項第6号中「算定した被保険者均等割額」の次に「(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」を削り、同号アからエまでを削る。

第20条の3第1項第1号中「個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。)」を加え、同条第3項中「出産予定月」を「出産の予定日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第19条第3項の改正規定及び第20条の3の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正を踏まえ本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)に基づき税率を見直したいので、この案を提出する。

議案第 86 号

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 5 号を次のように改める。

- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市における待機児童の現状を踏まえ、小規模保育事業の設備に関する基準を厚生労働省令で定める基準に従って見直すため、この案を提出する。

議案第 87 号

上尾市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市子ども医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 23 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条中「（医療機関等において医療を受けた対象となる子どもが 15 歳
に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 3
1 日までの間にある子どもである場合にあっては、入院に係る一部負担金に
限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、
公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の上尾市子ども医療費支給条例（以下「新条例」
という。）の規定による子ども医療費（新条例第 3 条に規定する子ども医
療費をいう。）の支給に関し必要な受給資格の認定その他の行為は、この
条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第 4 条
及び第 5 条第 1 項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第 3 条の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の支給について
適用し、施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例に
よる。

提案理由

子育てをする保護者の経済的な負担を一層軽減するため、通院に係る子ども医療費の支給対象を拡大したいので、この案を提出する。

議案第 88 号

工事請負契約の変更契約の締結について

UDトラックス上尾スタジアムスコアボード改修工事に関する工事請負契約（令和5年9月29日議決第86号）を下記のとおり変更する契約を締結することについて、議決を求める。

令和5年12月12日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1	変更前の契約金額	231,660,000円
2	変更後の契約金額	233,086,700円
3	今回変更による増額	1,426,700円

提案理由

UDトラックス上尾スタジアムスコアボード改修工事における地中配線の管路の新設に伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 89 号

町の区域を新たに画し、及び変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、上尾市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画し、及び変更するものとする。

令和 5 年 12 月 12 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の施行により現行の字界では行政執行上及び土地の維持管理上支障が生じるため、当該事業の施行区域について、町の区域を新たに画し、及び変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

変 更 調 書

今泉二丁目を画する区域

大字今泉字本村4の1の一部、4の2の一部、5の2の一部、5の3の一部、5の4、5の5から5の7までの各一部、5の8、6の1の一部、6の2の一部、7、8の1から8の3まで、9、10の一部、11の1、11の2の一部、11の3、11の4、11の5の一部、11の6、11の7の一部、11の8、12の1、12の2、12の3の一部、12の4の一部、12の5から12の8まで、12の9の一部、13の1の一部、13の2、13の4の一部、13の5の一部、13の6、13の7、13の8の一部、13の9、13の10の一部、14の1から14の8まで、15の1から15の14まで、16の1から16の6まで、17、18の1から18の6まで、19の1から19の6まで、20の1から20の9まで、21の1から21の4まで、22の1から22の7まで、22の9から22の19まで、23、24、25の1、25の3、25の5から25の23まで、26の1、26の3、26の4、26の5の一部、26の6の一部、27、28の1から28の5まで、29、30、31の一部、32の1の一部、32の3の一部、34の2の一部、35の31の一部、37の2の一部、38の1の一部、38の2の一部、39の1の一部、39の2の一部、40の1から40の3まで、40の4の一部、40の5、40の6、40の7の一部、40の8、40の9の一部、40の10、40の11の一部、40の12、40の13の一部、40の14、41の1から41の6まで、42の1、42の2、43の1、43の2、44の1から44の4まで、45の1から45の7まで、45の9から45の11まで、46の1から46の4まで、46の7、46の8、47の1から47の4まで、48の1から48の5まで、大字今泉字松原49の1、49の2、50の1から50の8まで、51、52の1から52の6まで、53の1から53の14まで、54の1から54の14まで、54の17、54の18、55の1から55の7まで、56、57、58の1から58の5まで、59の1から59の7まで、60の1、60の2、61の1から61の3まで、62、63の1から63の3まで、64の1から

64の3まで、65の1から65の8まで、66の1から66の5まで、67の1から67の4まで、68、69、70の1から70の3まで、71の1から71の12まで、72の1から72の3まで、73の1から73の6まで、74の1から74の15まで、75の1から75の13まで、75の15、76の1から76の5まで、77、78の1、78の3、78の5から78の12まで、79の1、79の4から79の9まで、79の11から79の20まで、80の1、80の3から80の5まで、81の1から81の5まで、82の1から82の15まで、83、84の1から84の7まで、85、86の1、86の3、86の4、87の1から87の7まで、88の1から88の3まで、89の1、89の2、89の4から89の13まで、大字今泉字西90の1、90の3、90の4、91の1から91の6まで、92の1、92の2、93、94の1、94の2、95の1から95の4まで、96の1から96の6まで、97の1から97の3まで、98、99の1、99の5から99の13まで、100の1、100の2、100の6から100の10まで、101の1、101の5から101の17まで、102の1から102の4まで、103の1、103の5、103の6、104の1、104の4から104の11まで、105の1から105の3まで、106の1から106の3まで、107の1から107の6まで、108の1から108の5まで、109の1から109の4まで、110の1から110の5まで、111の1から111の6まで、111の9から111の18まで、112の1から112の9まで、113の1、113の2、114、115の1から115の4まで、116の一部、117の2、117の3の一部、117の4から117の12まで、118の一部、120の4の一部、120の5の一部、121の一部、122、123、124の一部、125、126の一部、127の1から127の3までの各一部、139の1の一部、139の5の一部、139の14の一部、139の16の一部、140の1から140の7まで、141の1から141の5まで、142の1の一部、142の2から142の4まで、142の5の一部、143の1から143の3まで、144の1、144の3から144の21まで、145から148まで、149の1から149の36まで、150、151の1から151の28まで、152の1から152の15まで、152の18、152の2

1、152の23から152の31まで、152の35から152の75まで、153の1から153の13まで、154、155、156の1から156の4まで、157、158、159の1から159の4まで、160の1、160の2、161の1、161の2の一部、161の3、162の1、162の2の一部、162の3、162の4の一部、162の5、162の6の一部、162の7、163、164の2の一部、164の5の一部、165の1から165の6まで、166の1から166の3まで、167の1、167の3の一部、167の4の一部、167の7の一部、167の8、167の9、167の12の一部、167の14の一部、167の15の一部、167の18、167の20、167の21の一部、168の1、168の2から168の4までの各一部、168の6から168の8まで、大字今泉字前177の6の一部、177の9の一部、178の1の一部、178の2、178の3の一部、179の3の一部、179の6の一部、183の1から183の3までの各一部、183の7、大字今泉字西浦276の2の一部、276の3の一部、278の1の一部、278の2の一部、279の1の一部、279の3の一部、279の5、296の2、296の3、313の2から313の5まで、314の1から314の10まで、314の13、316の2、317の1、317の2、318の2の一部、318の4、319の一部、320の1の一部、320の2、321の1、321の2、322、323の1から323の10まで、大字今泉字大西324の4、324の5、324の10、329の1から329の4まで、330の1から330の3まで、331の1、331の2、332の1から332の13まで、334の1から334の5まで、335の1、335の2、336の1から336の3まで、337の1、341の1、大字今泉字四反田545の1の一部、545の2の一部、大字今泉（元柏座分）字飛地959の1、959の3、959の4、961の1、961の4から961の14まで、大字川字墓辻200の1の一部、200の2の一部、200の3から200の7まで、201の1から201の8まで、202、203の1から203の6まで、204の1から204の7まで、205、206の1の一部、206の2、206の3、207、208の1、208の2の一部、208の3、208の4の一部、208の5、208の6、209の1から209の6まで、

210、211、212の1から212の6まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

今泉三丁目を画する区域

大字今泉字本村1の1から1の7まで、2の1、2の2から2の4までの各一部、3、4の1の一部、4の2の一部、4の3、4の4、5の1、5の2の一部、5の3の一部、5の5から5の7までの各一部、6の1の一部、6の2の一部、6の3、26の5の一部、26の6の一部、26の7、31の一部、32の1の一部、32の2、32の3の一部、32の4、33の1から33の8まで、34の1、34の2の一部、34の3から34の8まで、35の1から35の30まで、35の31の一部、35の32から35の37まで、35の40から35の42まで、36の1から36の8まで、37の1、37の2の一部、38の1の一部、38の2の一部、39の1の一部、39の2の一部、39の3、40の4の一部、40の7の一部、40の9の一部、40の11の一部、40の13の一部、大字今泉字西116の一部、117の1、117の3の一部、118の一部、119の1から119の7まで、120の1から120の3まで、120の4の一部、120の5の一部、121の一部、124の一部、126の一部、127の1から127の3までの各一部、127の4、128の1、128の2、129の1の一部、129の2、130、131の1から131の4まで、132の2、132の3、136の1から136の5まで、137、138、139の1の一部、139の2から139の4まで、139の5の一部、139の6から139の13まで、139の14の一部、139の15、139の16の一部、139の17、142の1の一部、142の5の一部、161の2の一部、162の2の一部、162の4の一部、162の6の一部、164の1、164の2の一部、164の3、164の4、164の5の一部、164の6、167の2、167の3の一部、167の4の一部、167の5、167の6、167の7の一部、167の10、167の11、167の12の一部、167の13、167の14の一部、167の15の一部、167の16、167の17、167の19、167の21の一部、168の2から168の4までの各一部、168の5、169、170、170の2、171、1

72の1から172の16まで、173の1から173の19まで、174の1から174の3まで、大字今泉字前175の1、175の2、176の1から176の11まで、177の1から177の5まで、177の6の一部、177の7、177の8、177の9の一部、178の1の一部、178の3の一部、178の4、179の1、179の2、179の3の一部、179の4、179の5、179の6の一部、180の1から180の3まで、180の5から180の9まで、181の1から181の4まで、182の1から182の13まで、182の15から182の19まで、183の1から183の3までの各一部、183の4から183の6まで、184の1から184の10まで、185の1から185の7まで、186の1から186の9まで、187の1、187の2、188の1から188の3まで、189の1から189の4まで、189の6から189の10まで、190の1、190の2、190の4から190の9まで、191の1から191の6まで、192の1から192の13まで、193の1から193の8まで、194、195、196の1、196の2、197の1から197の4まで、198、199の1から199の7まで、200の1から200の19まで、201の2、203の1から203の3まで、204の1から204の3まで、205の1から205の11まで、206の1から206の11まで、207、大字今泉字稻荷前207の2から207の6まで、208の1、208の2、209の1、209の2、210の1、210の2、211の1から211の7まで、211の9、212の1から212の18まで、214の1から214の3まで、215の1から215の12まで、216の1から216の6まで、217の1、217の2、218の1から218の4まで、219の1から219の11まで、220の1から220の6まで、221、221の2、222から224まで、225の1、225の2、226の1から226の5まで、227、228の1から228の31まで、229の1から229の13まで、230の2、231の1、231の3、231の4、231の7から231の21まで、233の2から233の4まで、234の1から234の4まで、236の1から236の25まで、237の1から237の3まで、238の1、238の2、238の4から238の14まで、239の2、239の3、240の1の1、

240の2、240の5から240の13まで、241の1から241の3
まで、242の1から242の10まで、243の1から243の10まで、
244の1から244の4まで、245の1から245の6まで、246の
1から246の4まで、246の6から246の11まで、247の1から
247の5まで、248の1から248の4まで、249の2、249の5、
250の1から250の5まで、251の1から251の5まで、251の
7から251の17まで、252の1、252の4、253の3、261の
1から261の6まで、261の45から261の49まで、261の51
から261の67まで、262の2、262の3、262の5から262の
18まで、262の21から262の37まで、262の39から262の
45まで、262の49、262の51、大字今泉字前原263の1の一部、
263の2の一部、264の1の一部、264の2、265の一部、266
の1から266の3まで、266の4の一部、266の5から266の8ま
で、267の1、267の2、268から270まで、271の1、271
の2、271の3の一部、272の一部、273の一部、274、275の
1の一部、275の2、大字今泉字台下602の2、603の2、603の
3、604の2、604の3、605の1から605の3まで、607の3
9、大字川字基辻206の1の一部、213の一部、214の1から214
の4までの各一部、216の一部、217の1、217の2の一部、217
の3、217の4から217の6までの各一部、217の7、217の8の
一部、218の1、218の2、219、220、221の1、221の2、
222の1の一部、222の2から222の4まで、223の一部、224
の1の一部、228の1の一部、228の2の一部、231の1、231の
2、231の3から231の5までの各一部、231の6、231の7、2
31の10、231の11、232の1の一部、232の2の一部、232
の3、233の1、233の3から233の12まで、234の2、236
の1から236の4まで、237の2、238の2、238の3、238の
6、238の8から238の10まで、239の2、259の2、259の
3、261の2、262の2、270の1、273の4、274、275の
1、275の2、276の1から276の4まで、277の1から277の
4まで、278の1から278の9まで、279の1、279の2、280

の1から280の3まで、281の1から281の6まで、282の1、282の3、282の4、283の1から283の4まで、284の1、284の3、284の4、285の1から285の5まで、286、287の3から287の8まで、287の10、287の12、287の13、288の2、288の4、289の2、289の24、289の25、大字老丁目字宮前466の1から466の3までの各一部、466の13、466の14の一部、大字老丁目字台下484の1から484の3まで、485、486の1、486の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

川三丁目を画する区域

大字今泉字本村2の2から2の4までの各一部、6の2の一部、大字今泉字四反田495の1の一部、495の2の一部、大字川字本村88の1、88の3、88の5、89の3、89の4、90の1、90の4から90の9まで、91の2、96の2、96の5から96の8まで、122の2から122の4まで、123の5、130の5、131の2、131の3、132の1、132の3、132の6、133の1、133の2、134の1から134の3まで、135、135の2、136、137の1、137の2、138の1から138の4まで、138の6、139の1から139の12まで、140、141、142の1、142の2の一部、142の5、143の1の一部、143の4から143の6までの各一部、144、145、146の一部、149の1の一部、149の2の一部、150、151の2の一部、152の1から152の10までの各一部、153の1、153の2、154の1から154の5まで、155の1から155の8まで、156の1、156の4から156の6まで、158の1から158の4まで、159の1から159の6までの各一部、161の1、161の2、161の6、162の1から162の5まで、162の6の一部、162の7、162の8、163の1から163の7まで、163の10、164の1、164の3、165の2、165の3、168の2、168の3、169の2、169の3、170の1の一部、170の2の一部、170の4、170の8、171の2の一部、180の2の一部、188の1、188の2、18

9の1から189の3まで、192の一部、大字川字墓辻213の一部、214の1から214の4までの各一部、215の1から215の12まで、215の14から215の20まで、216の一部、217の2の一部、217の4から217の6までの各一部、217の8の一部、222の1の一部、223の一部、224の1の一部、224の2、225、226の1、226の2、227の1、227の2、228の1の一部、228の2の一部、228の3、229の3から229の5まで、230の2、230の5、231の3から231の5までの各一部、232の1の一部、232の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

東今泉を画する区域

大字今泉字本村10の一部、11の2の一部、11の5の一部、11の7の一部、12の3の一部、12の4の一部、12の9の一部、13の1の一部、13の4の一部、13の5の一部、13の8の一部、13の10の一部、大字今泉字四反田494の2、495の1の一部、495の2の一部、495の4、496の1から496の5まで、497の1、497の2、498の1から498の7まで、499の1、499の2、500の1から500の14まで、501の1、501の9から501の15まで、502の1から502の13まで、503の1から503の4まで、504の1から504の5まで、505の1から505の9まで、506の1、507の1、507の6、507の7、508の1、508の2、509の1から509の3まで、509の5、510の3から510の5まで、515、520の1から520の4まで、525の1から525の5まで、526の1、526の3から526の6まで、530の1から530の3まで、531の1、531の2、532の1から532の7まで、533の1から533の3まで、534の1、534の3、534の4、535の1、535の2、535の4から535の6まで、535の8、535の10から535の13まで、536の1から536の3まで、536の5、536の6、540の1から540の5まで、541の1から541の5まで、542の1から542の3まで、543の1から543の8まで、544の1から544の5まで、545の1の一部、545の2の一部、545の3、546の1から546

の4まで、547の1から547の4まで、548の1、548の5から548の8まで、549の1、549の3、550の1、551の1、551の3から551の8まで、552の1、552の2、552の4、553の1、553の3から553の6まで、554の1から554の14まで、555の1、555の5から555の8まで、556の1から556の9まで、557の1から557の7まで、557の9、557の10、558の1から558の3まで、558の5、558の6、558の10から558の16まで、559の1から559の5まで、559の7から559の10まで、561の1から561の4まで、561の6から561の8まで、562の1から562の7まで、562の9から562の16まで、562の19、563の1から563の20まで、564の1から564の5まで、564の7から564の10まで、565の1、565の2、566の1から566の3まで、566の5から566の8まで、566の10から566の12まで、567の1から567の9まで、568の1、568の3から568の11まで、569の1から569の17まで、570の1から570の4まで、570の6から570の10まで、571の2から571の5まで、572の1から572の4まで、573の1から573の5まで、574の1から574の13まで、575、576の1から576の5まで、577の1から577の5まで、578の1、578の3から578の18まで、579の3、580の1、580の2、581の1、581の3から581の8まで、582の1から582の3まで、582の6から582の11まで、583の1、583の2、583の7、583の9から583の11まで、583の14、583の16から583の19まで、584の1から584の8まで、584の10から584の16まで、586、587の1から587の3まで、588の1、588の3から588の14まで、589の1、589の3から589の5まで、590の1、590の3から590の5まで、大字今泉字川村前548の4、549の2、550の2、551の2、555の4、575の2、大字川字本村142の2の一部、142の3、142の4、143の1の一部、143の2、143の3、143の4から143の6までの各一部、146の一部、147の1、147の3、148の1、148の2、149の1の一部、149の2の一部、151の1、

151の2の一部、151の4から151の6まで、152の1から152の10までの各一部、159の1から159の6までの各一部、159の7、160の1、160の2、161の3、161の5、162の6の一部、170の1の一部、170の2の一部、170の3、170の7、171の2の一部、180の2の一部、192の一部、510の5、510の6、520の4、520の5、大字川字基辻200の1の一部、200の2の一部、208の2の一部、208の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、河川である公有地の一部

耆丁目北に編入する区域

大字今泉字西127の1の一部、129の1の一部、大字今泉字前原263の1の一部、263の2の一部、264の1の一部、265の一部、266の4の一部、271の3の一部、272の一部、273の一部、275の1の一部、大字今泉字西浦276、276の2の一部、276の3の一部、277、278の1の一部、278の2の一部、279の1の一部、279の3の一部、279の6、279の7、280の1、281の2、318の2の一部、319の一部、320の1の一部、大字耆丁目字愛宕前349の3、大字耆丁目字上原350の1、350の2、351の1から351の3まで、352、353の1、354の1から354の4まで、355の3から355の5まで、355の7、355の9から355の11まで、356、357の1、357の2、358、359の1から359の3まで、360、360の2、361から365まで、365の2、366、367、367の2、368、368の2、369、370、371の1、371の3、371の4、372の1、373から375まで、376の3、382の1から382の3まで、383の1、383の2、384の1、384の2、385の1、385の2、386の1、386の2、387、388の1、388の2、389、389の2、390、391の1から391の3まで、392の1、392の2、393、393の2、394の1から394の4まで、395の1から395の5まで、396の1、396の2、397、397の2、398、398の2、399、400の1、400の2、401、大字耆丁目字宮前402の2から402の12まで、402の27、4

03の3、403の8、403の22、458の2、458の3、458の8、463の2、464の2、464の4から464の9まで、465、465の2、466の1から466の3までの各一部、466の4から466の12まで、466の14の一部、466の15、466の16、466の22、466の23、467の6、大字小敷谷字原通822の5、823の2、824の2、825の4、826、827の4、827の5、828、829、830の1、830の2、831の1、832の1、833の1、834、834の2、835から838まで、839の2、839の3、839の5、840の2、841の3及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

(令和5年9月1日調査)

議案第 90 号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

第二産業道路の一部が開通したことに伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
5 1 1 5 4 号線	上尾市大字原市字七番 耕地 1 3 4 3 番地先	上尾市大字平塚字前 1 0 1 番地先	
5 1 1 5 5 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 4 0 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 4 0 番地先	
5 1 1 5 6 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 4 0 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 4 0 番地先	
5 1 1 5 7 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 3 9 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 3 8 番地先	
5 1 1 5 8 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 3 8 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 3 8 番地先	
5 1 1 5 9 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 4 番地先	上尾市大字平塚字西原 8 1 0 番地先	
5 1 1 6 0 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 6 1 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 6 2 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 6 3 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 6 4 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 1 9 番地先	
5 1 1 6 5 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 6 6 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	

5 1 1 6 7 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 6 8 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 6 9 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	
5 1 1 7 0 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 3 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 1 9 番地先	
5 1 1 7 1 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 2 番地先	上尾市大字平塚字八ツ 山 8 4 5 番地先	

議案第 9 1 号

市道路線の廃止について

別紙路線廃止調書のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

第二産業道路の一部が開通したことに伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
50159号線	上尾市大字原市字八番 耕地1423番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1419番地先	
50163号線	上尾市大字平塚字西原 810番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1422番地先	
50167号線	上尾市大字原市字七番 耕地1335番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1419番地先	
50171号線	上尾市大字原市字八番 耕地1438番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1439番地先	
50172号線	上尾市大字平塚字前1 01番地先	上尾市大字原市字七番 耕地1343番地先	
50785号線	上尾市大字原市字八番 耕地1440番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1440番地先	
50804号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50805号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50806号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50807号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50808号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50809号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50810号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	

50811号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50812号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50813号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50814号線	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1425番地先	
50833号線	上尾市大字平塚字八ツ 山845番地先	上尾市大字平塚字八ツ 山845番地先	
50915号線	上尾市大字原市字八番 耕地1440番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1440番地先	
50951号線	上尾市大字原市字八番 耕地1438番地先	上尾市大字原市字八番 耕地1438番地先	

議案第 9 2 号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1 0 5 7 6 号線	上尾市中分四丁目 1 4 7 番地先	上尾市中分四丁目 1 4 8 番地先	

提案理由

一般交通の用に供する必要がなくなった既存の市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和5年12月12日提出

上尾市長 畠山稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

吉澤章子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員吉澤章子氏の任期は、令和6年3月31日で満了となるが、
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和5年12月12日提出

上尾市長 畠山稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

山本敏雄

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員山本敏雄氏の任期は、令和6年3月31日で満了となるが、
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

松 本 弘 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員太幡和子氏の任期は、令和 6 年 3 月 3 1 日で満了となるが、
後任の人権擁護委員の候補者として松本弘子氏を推薦したいので、人権擁
護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

